

平成 21 年度 合法性等の証明された木材の普及促進事業の進捗状況

平成 21 年度合法性等の証明された木材の普及促進事業の進め方	実施状況
<p>21 年度の具体的な進め方</p> <p><u>(1) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会</u></p> <p>(ア) 趣旨 本事業の基本方針の作成や事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置し、また、各事業の効果的実施のため普及拡大部会、及び供給体制整備部会を設置し、開催する。</p> <p>(イ) 実施の方向 委員会および部会の構成は、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境 NGO など幅広い関係者の代表者を構成員とし、メンバーは別途定める。関係行政機関など幅広くオブザーバーの参加を求める。委員会は基本的に年二回、部会は年三回開催し、開催の経緯は基本的に公開する。</p> <p><u>(2) 合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業</u></p> <p>(ア) 趣旨 合法木材利用の推進拡大を進めるため、グリーン購入法その他の制度的支援を要請するとともに、国の出先及び地方行政機関・消費者・需要者への利用推進の PR 活動を多面的に展開するとともに、利用推進のための体制整備および関連情報の収集などを実施する。</p>	<p>委員会の開催 平成 21 年 6 月 17 日(水) 虎ノ門パストラルにおいて、第 1 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会を開催</p> <p>部会の開催 平成 21 年 6 月 17 日(水) 虎ノ門パストラルにおいて、第 1 回合法木材供給体制整備部会及び、第 1 回合法木材普及拡大部会を開催</p> <p>平成 21 年 8 月 28 日付け林野庁木材利用課長・木材貿易対策室長名、各都道府県林務担当部長宛文書「合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の利用拡大について」発出</p>

(イ) 事業の実施方向

(A) 合法木材普及啓発事業

合法木材普及拠点キャンペーンの実施

一般市民、需要者企業向けに、合法性が証明された木材とその供給体制の普及活動を、DIY ホームセンターショウと合法木材セミナーなどを中心に多面的に実施する。

合法木材普及促進活動

都道府県における木材業界団体他、合法木材供給事業者認定団体と連携し、合法木材普及促進への組織的な働きかけを行う。

(B) 合法木材普及支援事業

合法木材普及窓口機能の強化

供給者のみならず需要者、一般市民の合法木材の供給体制の問い合わせに、認定団体等と連携して的確に対応できるよう、合法木材ナビの掲載情報、Q&Aの充実、対応マニュアルの整備を図り、迅速な情報提供ができるよう体制を整備する。

商品展示会などを通じた一般消費者需要者への取り組み

DIY ホームセンターショウ 2009 出展 (普及拡大資料 2 - 1)

合法木材に関するパネル及び商品展示、合法木材を使った木工教室、ポスターの候補作品展示等

需要側団体・消費者団体などと連携した需要者への PR 活動

(普及拡大資料 4)

ホームセンターでの合法木材コーナーなどの設置への動き

マスコミ・ミニコミを通じた組織的な PR 活動

消費者向けのツールとしてポスターの作成 (普及拡大資料 2 - 2)、パンフレットの作成中。合法木材マークの活用検討

合法木材普及促進活動 2 1 都道府県で活動展開。(普及拡大資料 2 - 2)

合法木材ナビの充実

需要者向けの効果的な発信のために進化発展させ情報の双方の受信ツールとして整備を図る(今後の作業、部会メンバーから意見及び提言をいただく体制)

需要者からの問い合わせに回答する体制の整備

(3) 合法性等の証明された木材・木材製品の供給体制整備事業

(ア) 趣旨

幅広い合法木材の需要に応えられるよう、合法木材の供給拡大と信頼性の向上を図るため、以下の事業を実施する。

(イ) 事業の実施方向

(A) 合法木材供給体制整備事業

合法木材供給推進事業

現在の供給事業者による合法木材の供給拡大を図るため、各事業者が川上側との連携の下に供給体制を強化するよう認定団体と連携して取組を進めるとともに、輸入材産地国に対する情報提供に取組む。

合法木材供給ネットワーク拡大事業

未だ認定を受けていない木材業者に対して認定団体を通じて認定事業者登録のための呼びかけを行う。また、納材業者、工務店などに制度の普及を図り、合法木材の供給体制の強化を図るため、説明会、イベントにおける普及宣伝等を実施する。

(今後の作業 Q&A など部会メンバーから提言をいただく体制)

国産材にかかる合法木材の供給拡大

昨年に引き続き優良事業者の表彰実施(体制整備資料6)

輸入材産地向けセミナーの開催

日中木材及び木材製品貿易検討会の開催(体制整備資料4)

先進事例の普及

2009年合法証明木材等推進シンポジウム(普及拡大資料5、体制整備資料7)

未認定業者への働きかけ

納材業者・建築関係者などへの普及

各地の研修計画の公開、参加呼びかけ。今後業界団体ベースの普及活動(ポスター・パンフレットの活用)

(B) 合法木材信頼性向上事業

信頼性向上促進活動

認定団体を通じて信頼できる合法木材の供給を促進するため、認定事業者の指導、優良者の顕彰などを行う。

合法木材供給体制モニタリング

合法木材供給システム全体の活動の信頼性を高めるため、合法木材供給事業者、同認定団体、証明された木材の追跡など多角的なモニタリングの体制を構築する。

研修の実施

認定団体の管理責任者を対象とし、合法木材の供給体制推進等のため全国研修を実施するとともに、認定団体が実施する研修の支援を行う。

優良認定事業者の顕彰 (体制整備資料 6)

合法木材供給事業者モニタリング (体制整備資料 5)

合法木材供給事業者認定団体モニタリング

合法木材供給モニタリング

認定団体に対する研修の実施 (体制整備資料 2 - 1)

9月7, 8日全国の99の認定団体から103名の参加事業者に対する研修の支援

全国50カ所を実施